

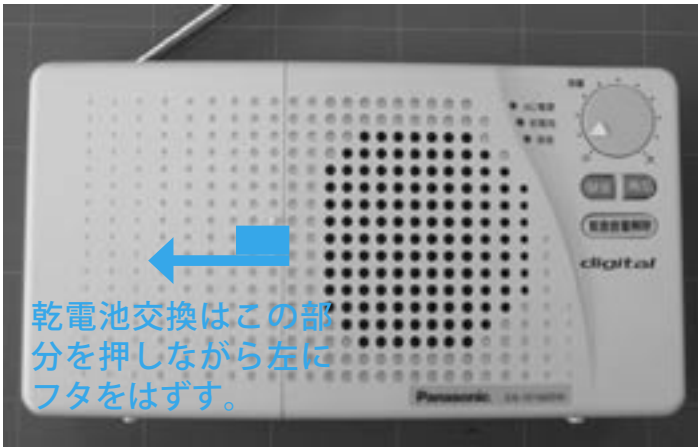
安心のあるまち

防災行政無線整備

第8回

問い合わせ
政策企画課
0820
(74) 1007

今月は、戸別受信機の取り扱いについて説明します。



①電源スイッチ
本体の電源を入切します。
※電源を切ると録音内容は消去されます。

②音量調整ツマミ

通常放送の音量を調整します。
緊急放送の場合は、音量ツマミの位置に関係なく最大音量で放送されます。

③表示ランプ

AC電源・・・コンセントから電源供給の時にランプ(緑)点灯
乾電池・・・乾電池の容量がなくなった時にランプ(赤)点滅と警告音でお知らせ

録音・・・放送を録音した時にランプ(橙)点滅でお知らせ



④録音ボタン
放送を録音したい時にボタンを押すと録音します。
※役場から録音指定した放送は自動的に録音されます。

4件(1件4分)まで録音でき、古い順番に上書き録音されます。

⑤再生ボタン

再生ボタンを押すと録音内容を聞くことができます。

再生を押すたびに、次の録音を聞くことができます。

⑥緊急音量解除ボタン

緊急放送の時、ボタンを押すと音量ツマミの設定音量で聴くことができます。

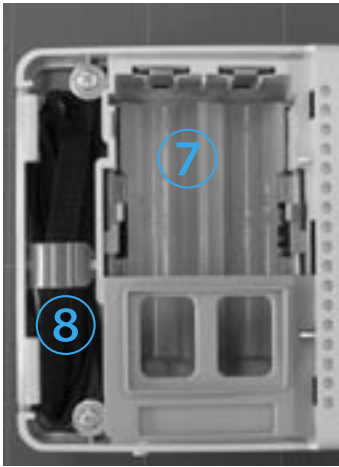
ボタンを押すと乾電池警告音を止めることができます。

⑦乾電池ケース

乾電池はアルカリ単2形×4本(電池受け位置を変えればアルカリ単3形×4本でも対応可能)

⑧肩掛けストラップ

非常時にストラップを引出し、肩に掛けて持出しできます。



年末調整や確定申告には

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

○国民年金保険料は
社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

○毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。
証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

○2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

■問い合わせ/岩国社会保険事務所
0827(24)2222